

# 憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果 に関する研究

坂 岩 井 吉 奉 良 信

1. 序
2. 憲法の経済的帰結に関する基本的アプローチ
3. 憲法上の特徴と経済政策の理論的関係と実証分析
4. 政府の形及び選挙制度と経済政策との相互依存関係
5. 日本の選挙制度改革と労働生産性
6. むすび

## 1. 序

日本国憲法第九条、議院内閣制から大統領制へ、比例制から単純多数決制選挙制度へ、2院制から1院制へ、さらには政府の財政赤字の上限規制の設定等、憲法改正に関する議論については百家争鳴の感がある。しかし、このような改正が国民の経済厚生にどのような影響を与えるかの理論的・実証的解明は進んでいないと考えられる。「社会科学者は、ごく最近まで、経済政策と経済成果に関する憲法上の効果の問題を実際に取り上げてこなかった。事実、ある一部の研究者でさえ、国が責任をもって成し遂げる憲法改革の経済的帰結について予測することは不可能であると考えてしまうところまで行きついている」(Persson and Tabellini (2003)、(以下では PT (2003)、p.2)。このように憲法改正によって新しくデザインされる国家が、より公平でより豊かでより安定した経済社会を実現するかどうかに関する科学的解明はほとんどなされていないと考えられる。

国内の経済社会や国際情勢は変化しているが、現在の日本国憲法は改正されてはいない。国民の構成員や経済社会の変化に伴って、国民の期待する国家像も変化することも予想される。このような国際・国内環境の変化と日本国憲法との関係から次の2つことが予想される。一つは日本国憲法が、経済社会の変化や国民の様々なニーズや期待の変化にも耐え得る憲法上の特徴を備えているということである。もう一つは、逆に、日本国憲法が国民にある種の犠牲を強いているということである。この相反する予想の一つが事実であり、われわれはこの2つの予想のいずれであるかを明らかにするための挑戦を行う必要がある。すなわち、国の形や選挙制度の改革という憲法改正の効果を理論的に予想することとその効果を数量的に予想しなければならない。

この論文は憲法改正の経済的帰結に関する議論に貢献することを意図している。われわれは政府の形や選挙制度という憲法上の特徴（政治制度）が、経済政策や経済的パフォーマンスに与える効果の理論及び実証分析についての研究動向を把握するとともに選挙制度改革の経済的帰結に関する実証分析を行うことを目的としている。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、憲法および政治と経済との相互関係にあることをPT(2003)に基づき説明し、憲法上の特徴と経済政策及び経済的パフォーマンスとの因果関係を解明する基本的アプローチを紹介する。第3節では、憲法上の2つの特徴である政府の形と選挙制度と経済的パフォーマンスとの関係に関する代表的な先行研究であるPT(2003)に基づき、理論的および実証的分析結果を紹介する。第4節では憲法上の特徴と選挙制度の細目が経済政策および経済的パフォーマンスに与える効果とその相互依存関係について説明する。第5節では、日本のデータを利用して選挙制度と労働生産性との関係についての簡単なテストを試みる。具体的には日本の1996年の選挙制度改革である小選挙区比例代表制並立制が、経済的パフォーマンスに与えた効果を推定する<sup>(1)</sup>。最後に簡単な要約と今後の研究課題を述べる。

なお、PT (2003) の実証分析は、1990 年代半ばの 85 カ国のデータを利用している。この 85 カ国は、Freedom house によって公開されている Gastil index (*GASTIL* 変数) が 5 以下の国であり、民主主義国家として分類され、PT はこの 85 カ国のデータを広い標本と定義している。また、民主主義の定義に基づき、各国の民主主義の誕生した年 *DEM AGE* やその国の民主主義の経過年数 *AGE* に基づき、より古い民主主義国家に、さらには、*GASTIL* 指数や *POLITY* 指標の値に基づき、良いまたは悪い民主主義国家に分類している。そして、*GASTIL* が 3.5 以下の国が 65 カ国であり、この 65 カ国の標本を狭い標本と呼んでいる。古い民主主義国家は、民主主義の歴史の経過年数が長い国である。そして、良い民主主義国家と定義している標本は、*POLITY* 指標が -10 ~ +10 の国である。なお、同書の日本の民主主義の誕生年は 1868 年であり、*GASTIL* は 1.6、*POLITY* は 10 である<sup>(2)</sup>。

## 2. 憲法の経済的帰結に関する基本的アプローチ

Hall and Jones (1999) は、社会的基礎資本 social infrastructure が、労働生産性で測る世界各国間の長期的な経済パフォーマンスの格差の大部分を説明していることを明らかにした。彼らは世界各国のクロスセクションデータから、社会的基礎資本が物的・人的資本の蓄積を促進し、それによって高い生産性を備えた生産要素を確保することにより、高い労働生産性、すなわち、良好な経済的パフォーマンスを実現するというメカニズムを明らかにした。社会的基礎資本とは、個人が熟練を蓄積し、企業が資本蓄積をし、産出を生み出す経済環境を決定する制度や政府の政策を意味している (p.84)。彼らは労働生産性の格差が、社会的基礎資本の代理変数である 2 つの政策によって説明できることを明らかにした。一つは *GADP* という反転用政策 anti-diversion policy であり、もう一つは国際貿易の開放政策である<sup>(3)</sup>。

また、PT (2003) は、Hall and Jones (1999) の社会的基礎資本の尺度を用いて、憲法上の特徴が生産性に影響を及ぼしているかについて

の実証分析を行っている。彼らの実証分析は、大統領制よりも議院内閣制がより良い反転用政策を遂行しており、また、より古い（歴史的経過年数が長い）民主主義もより良い反転用政策を遂行することによって、生産性を改善していることを示している。そして同時に、もう一つの憲法上の特徴である選挙制度が生産性に影響を与えていていることを明らかにしている（Cha.7）。特に、彼らの選挙制度（選挙区の大きさや投票構造）に関する分析結果は、レントや生産性に正の効果だけでなく、負の効果を与えることから、民主主義制度の細目の諸項目の中には天使ではなく、悪魔 devil が存在しているという可能性を示唆している（p.202、Persson and Tabellini (2006)<sup>(4)</sup>）。

この分析結果を踏まえるならば、一般的に成長戦略として掲げられている税制改革（法人税減税）による投資促進、規制緩和、地方への権限委譲、円高対策、市場開放、さらには、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」を成長分野に掲げ、これらを支える基盤として「科学・技術・情報通信」、「雇用・人材」、「金融」に関する戦略を実施する<sup>(5)</sup>という、菅内閣の「新成長戦略」よりも、むしろ選挙制度改革（投票構造や選挙形式の改革）が、有効な成長促進政策となり得る可能性がある。

以上の2つの実証分析結果は、資本、労働、資源、技術という従来経済学が強調してきた経済成長要因ではなく、制度や政府の政策という社会的基礎資本やさらには憲法上の特徴が経済成長に影響を与えていたり重要な基本的な決定要因であることを強調している。また、Hall and Jones (1999) や PT (2003) のモデルの特徴は、社会的基礎資本が内生変数であることである。経済は各国の経済的環境を形成する制度やインセンティブを外的に与えられていないだけでなく、むしろ社会的基礎資本が経済の労働生産性の水準それ自身に依存して内生的に決定されているものと考えられている（Hall and Jones (1999)、p.99）。

本稿は、社会的基礎資本や憲法上の特徴（政府の形や選挙制度）を外生変数ではなく、内生変数という分析枠組みを利用して、憲法上の特

徴と経済的パフォーマンスの関係について考察することを目的としている。すべての民主主義制度の基本的目標として、政治的指導者の権力の乱用を制限することや私的財産権を保護すること、そして経済成長を促進することが含まれている。本稿は最後の経済成長に焦点を当てた憲法の経済効果に関する研究である<sup>(6)</sup>。

現代国家における政策はゲームの均衡結果として理解することが可能である。現代政治経済学の研究においては、民主主義制度を合理的有権者と政治家との相互作用におけるゲームとしてモデル化されている。有権者である多数の依頼人が政治的代表である代理人を選ぶ。その政治的代表者は順々に有権者のための政策をセットし、政策責任者がその政策を実行することによって経済的パフォーマンスに影響を与えていている。さらに、この経済的パフォーマンスを踏まえて有権者は、選挙などを通して政治的代表者（候補者）にメッセージ（情報）を送ることによって、政治的代表者が新たな政策提言（マニフェスト）を行うというゲームとなっている。このゲームは代表派遣ゲーム delegation game と呼ばれている。このゲームにおける代理人の報酬は、有権者が支払う投票（選挙）または再選という形を取るが、その報酬支払いはインプリシットであり、不完備契約となっている<sup>(7)</sup>。このようなゲームの基本的ルールが憲法であり、憲法の重要な側面は、民主主義のゲーム、すなわち、政府の形成規則や解散や選挙規則等を憲法に定めることである（PT（2000）、（2003）、p.15）。

このようなゲームのルールに基づき、日本の財政ルールの現状と改革について研究した田中（2004）は、「財政ルールは、政治と経済の交差点において機能するものであり、ルールと政治・経済環境は相互に影響し合う」という。ルールは、政治的権力を再配分し、予算のパフォーマンスに影響を与える一方、政治・経済環境はルールに影響を与える」と、Schick（2003）を引用し、「予算は希少資源をめぐる政治的意意思決定を本質としており、政治家の行動に影響を与えなければ機能しないし、真に実効性ある予算改革もできない」と指摘している<sup>(8)</sup>。

PT (2000) は、集計的意思決定のいろいろなモデルを発展させ、政治制度の違いが、どのように政策や経済に差をもたらしているかの理論的命題を導いている。同書が理論編であり、彼らの PT (2003) はその理論を検証することを意図しており、その目的を以下のように説明している。「われわれの最終目標は、特別な政策の結果に関する憲法の因果 causal 効果についての結論を引き出すことである。われわれは以下のようないわゆる問題に答えたい。もし、イギリスが選挙制度を多数制から比例制に変更した場合、イギリスの厚生（福祉）状態や赤字財政の規模にどのような効果を与えるのか？もし、アルゼンチンが政府の形について、議員内閣制を選好し大統領制を放棄した場合、このことが経済発展に向かう確かな政策の採用を容易にするのであろうか？」(PT (2003), p.7, Acemoglu (2005), p.1027)。

このような PT の議論を踏まえて、われわれは日本国憲法を改正した場合、国民経済に与える効果の理論的予想だけでなく、数量的予想を提示するという研究に寄与することを目的としている。

憲法上の政策はその政策から便益を享受する支持基盤に基づいて行われていると考えることができる。従って、この支持基盤の違いが対立する利害を生み出していると考えられる。経済政策が支持基盤に基づいている、という観点から政策を以下の 3 つに分類することができる (PT (2003), 2.2)。

- (1) 多くの国民に便益を与える政策
- (2) ある特定の地域や集団に便益を与える政策
- (3) 国民不在であり、特定の政治家に便益を与える政策

防衛のような一般公共財提供や社会保障や年金のような再分配プログラムは、(1) のタイプの政策であり、多くの個人に便益を与えていく。一方、地方公共財提供や農業支援や政府企業の移転支出（補助金）のような特定の再分配プログラムは、(2) のタイプの政策例であり、市民のある特定のグループのみが便益を享受する。この種のプログラムに含まれている支出は、裁量的な政策決定に左右される。また、こ

のような対象が狭い局所的なプログラムは、広域的タイプのプログラムよりは、特定の地域や特定の産業（業界）に対して容易に多くの目標を定めることができる。経済政策の3つ目のタイプは、政治家へのレントを生じさせる。このレントは多様な形態をとっている。これが転用政策のひとつであり、新たに所得を生み出すことはなく、社会に現存している富を奪う政策となる。政治家への究極的に提供されているレントとして腐敗や浪費の形をとっている<sup>(9)</sup>。

以上の3つのタイプを含む政策形成の結果をモデル化する一般的アプローチが、先に説明した代表派遣ゲームである。この3つの対立するタイプの政策選択をいかに解決するのか、かつ、われわれが憲法上の規定に基づき、特定の国の重点項目において観察される政策はどんな政策か、という問い合わせの最近の経済文献におけるアプローチにおいて、経済政策は代表派遣ゲームの均衡結果となっている（PT（2003）、p.15）。

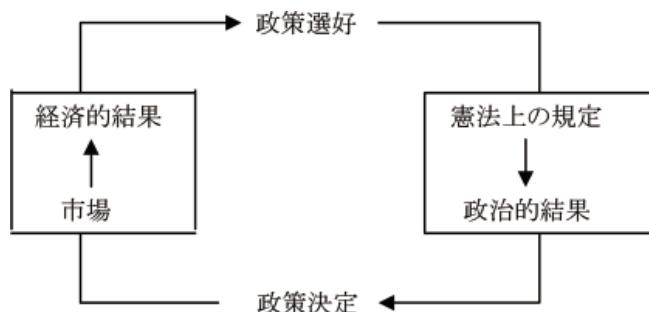
図1はPT（2003）が、民主主義制度の下で、政策形成プロセスとその政策効果の帰結との相互依存関係について的一般化な捉え方を図示したものある（PT（2003）、p.3、Acemoglu、p.1026）。この図において彼らは、従来の政治経済学の分析枠組みには、あるリンクが欠けていることを強調している。すなわち、彼らは左側の経済学の研究領域と右側の政治学の研究領域とが独立である場合、両者を結びつけるリンクが欠如しているために、憲法上の特徴が経済的パフォーマンスに与える効果の理論的・実証的解明と政策結果である経済的パフォーマンスに基づく国民の政策選好が、憲法上の規定に基づき（政治的プロセスを経て）どのように決定されているかの理論的・実証的解明が不完全なものとなることを指摘している。

ある特定の国における市民やグループは、経済政策に関して対立した選好を持っている。政治制度はこれらの選好を特定の政治的結果に集計している。そして、これらの政治的結果は、経済領域の中で順次公共政策の決定を行っている（図の下の矢印）。公共政策は市場と相互作用し、経済の異なるセクターの価格、賃金及び雇用量等に影響を与える

ている。これらの市場の結果が政策選好にフィードバックされる（図の上の矢印）。このような政治学と経済学の相互作用の見方において、国家の憲法のフォーマルな規定が、政治的結果に影響を及ぼし、さらに経済政策に影響を与えていた。しかし、従来のこの憲法上の効果の分析は、国民の経済的結果に関する政策選好の分布が所与として行われている。

図1の右側のボックスが伝統的な比較政治学の領域であり、この分野の研究者は、憲法の基本的特徴を識別することと憲法の特徴についての政治的効果を決定することに長年専心してきた。言い換えれば、異なる政治制度（政治的手法）が、いかに異なる政治的結果を導くかの研究に携わっている（図1の右のボックスの矢印）。この憲法の政治学研究の特徴は、図1に関して、憲法上の規則と政治的結果との間の関連を分析しながら、右のボックスの範囲内にとどまっているということである。具体的には、異なる選挙制度が政党の数や、または連立政権の発生率にどのような影響を与えているか、異なる政府の形が政府の危機の頻度や政治的安定性にどのような影響を与えているかなどについての解明が不十分であり、政治現象の評価の範囲内の解明という指摘が可能であるということである（PT（2003）、p.3）。図の政治結果と政策とのリンクは、なぜ、異なる社会が異なる政策を選択しているのか、なぜ、社会は異なる政治制度（憲法上の特徴）をもつことになるのかを分析するための枠組みを与えていた（Acemoglu（2005）、p.1027）。

図1 民主主義制度における政策決定プロセス



図の左側のボックスは伝統的に経済学の領域である。「政治経済学の分野における経済学者は、図において示された他の論点に彼らの研究目的を集中させるためにこのボックスから逃れようとしている」(PT (2003)、p.4)。このような経済学者は、経済政策が特定の個人やグループの政策選好を形成するのに、どのように市場と相互作用しているのか、そしてそれらの政策選好の分布が、順次、どのように経済政策結果やパフォーマンスを実現しているかを分析している。しかしながら、政治経済学における経済学の分析の特徴は、右のボックスをブラックボックスとして取り扱いながら、図の残されている分野の研究に集中していたと言える。結果として、この経済学の研究は、憲法上の特徴がどのように経済政策結果に影響を与えるかについての予想を提示することはなく、単に経験的テストだけにとどまっていると考えられる(PT (2003)、p.4)。この図の経済的結果と政策選好とのリンクは、国民の政策に関する選好が、政策によって実現した経済的パフォーマンスや内外の諸条件に基づいて、国民の選好によって形成されていることを示している。そしてこの図はなぜ、集計的な意思決定(政治的決定)や政策が国家間において異なるのかについての分析枠組みを提供している(Acemoglu (2005)、p.1027)。

このように PT (2003) は経済と政治との相互作用を前提とした憲法の経済効果の研究を行っており、われわれは以下で図 1 における 2 つのリンクの存在を意識した分析を行う。

### 3. 憲法上の特徴と経済政策の理論的関係と実証分析

憲法上の特徴と経済政策に関するテーマは、あまりにも幅広いため焦点を絞る必要がある。PT (2003) は、憲法上の特徴を選挙制度と政府の形の 2 つの側面に制限している。選挙制度は、多数制と比例制であり、その変数は多数制  $MAJ=1$ 、比例制  $MAJ=0$  の 2 つに分類されるが、両者の混合型である選挙制度がある。その混合型変数は  $MIXED$  であり、日本は  $MAJ=0.3$ 、 $MIXED=0.67$  となっている。混合型の国は、

日本、ボリビア、フィジー、イタリア、ニュージーランド、フィリピン、ウクライナ、ベネズエラの8カ国のみである<sup>(10)</sup>。

また、政府の形は、大統領制は  $PRES=1$  であり、議院内閣制を含めて大統領制以外の政府の形は、 $PRES=0$  であり、2つに分類されている。なお、大統領制は33、議院内閣制は52カ国である<sup>(11)</sup>。

表1の政策の分類は、財政政策（政府の規模、国民全体を対象とする公共政策と局所的公共政策、財政赤字）、政治的レント（汚職や権力の乱用）、経済発展政策＝反転用政策、ショックへの対応策及び政治的循環の7つである。これらの憲法上の特徴と政策に限定している大きな理由は、憲法の政策効果という研究テーマに関して、これらの憲法の特徴と政策とのリンクについての先行研究が、適切な理論モデルに基づいて行われていることである。彼らの研究目的がこれらの先行研究の理論モデルから導かれる命題をテストすることであり（p.5）、本稿もこの研究スタイルをとっている。

表1は、PT（2003）が、先行研究結果に基づき要約している憲法の特徴と経済政策との関係に関する理論的予想と彼らが同書において行った実証分析結果を示したものである。

表1の理論列のプラス（マイナス）は、第1行目の右側の憲法上の特徴を左側の特徴に置き換える憲法改革が、その行に対応する政策効果についてより大きな（より小さな）値、またはより高い（より低い）水準となることを示している。クエスチョンマークは、憲法上の改革の符号についての理論的予想が不明確であることを示している。データ列の符号は、そのような改革の実証的推定結果の方向を示している（ゼロは実証的結果が有意ではないことを示している）。

まず、表1の政府の形と選挙制度が第1行目の政府の規模に与える効果について検討する。選挙制度と政府の規模との理論的関係は、すべてではないがあるモデルは負の関係であることを予想している。すなわち、比例制より多数制選挙制度が政府の規模を小さくしている。そして、理論によると議院内閣制より大統制民主主義が政府支出の規

模が小さく、小さな政府であり、PTの実証分析結果もその理論予想を支持するものとなっている。また、選挙制度に関する実証分析は、多数制選挙制度が政府支出をより少なくするという結果となっている。PTは議院内閣制から大統領制への変更が、政府支出をGDPに対する政府支出の比率を5%～8%削減し、比例制選挙から多数制選挙への選挙制度の変更が、同比率を3%～6%低下させるという実証分析を明らかにしている(PT、p.162)<sup>⑫</sup>。この結果は2つの特徴をもつ各々の憲法改革が政府支出をGDPの約5%まで削減できるという大きな効果をもつことを示している。日本の現在のGDPは約500兆円、したがって、日本が2つの憲法上の改革を実施するならば、50兆円の政府支出が削減できることを意味している。財政破綻の危機にある日本にとって、この理論的予想と実証分析結果は、憲法の経済効果に関する理論的・実証的研究を刺激するものと思われる。

次に、第2行目の選挙制度と政府の形が政府の政策内容に与える効果について検討する。すなわち、政府の政策は局所的である特定の市民が便益を享受する政策か、または、国民のすべてが便益を受ける広域的政策となるかが、憲法上の特徴によって異なっているかどうかである。理論的予想は、多数制選挙と大統領制が一般国民を対象とする年金のような福祉支出を小さくするというものである。そして、PTの実証分析結果は、政府の形は統計的に有意ではないが、多数制選挙制度は比例制よりも移転支出をGDPの2%～3%少なくすることを明らかにしている(PT(2003)、p.176-178)。すなわち、比例制から多数決選挙制度改革は、政府の移転支出をGDPの2%～3%削減する効果のあることを示している。

表1 憲法と経済政策：理論予想と未解決な問題および実証分析結果

		憲法上の特徴（政治制度）			
憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究 （坂井・岩井）	経済政策 policy outcome	選挙制度		政府の形	
		多数制度対比例制度		大統領制対議院内閣制	
		理論	データ	理論	データ
1	政府の規模	-/?	-	-	-
2	政府の政策内容（支出構成）：広域的政策対局所的政策（地域や産業政策）	-	-	-	0/-
3	rent extraction	+/-	+/-	-	0
4	財政赤字	-/?	-	?	0
5	構造政策と経済効率	?	+/-	?	-
6	ショックへの対応	?	0/-	?	-
7	選挙循環	+/?	+/-	?	+/-

注(1) Persson and Tabellini (2003) の表2.1、p.31、表9.1、p.270より作成。

(2) 選挙制度の多数制は、プルラリティルールに基づき、各選挙区において、最も高い得票率を獲得した候補者だけが、議席を得る制度である。一方、比例代表制は得られた投票率に比例して議席を配分する制度である。前者は、利権spoilsが勝者にすべて行き、後者は候補者が獲得した投票率に比例して、候補者の間に官職spoils of officeが分け与えられる (PT (2000)、p.16、19、83、川人他著 (2011) p.119-128、及び本稿の注(13)参照)。

(3) 理論列の+（-）の符号は、その列の第1行目の左側の憲法上の特徴が、右側の憲法上の特徴よりも、その行に対する政策結果がより大きい（より小さい）値、またはより高い（より低い）水準になることを示している。そして、憲法上の特徴に関する理論的予想と実証分析結果の両者の符号が示されている。第2行目の政策は、2つの憲法上の規定provisionsと負の因果関係を予想している。

(4) +/?はすべてではなく、あるモデルがプラスと予想する。

(5) -/?はすべてではなく、あるモデルがマイナスと予想する。

(6) +/-はモデルにより、相反する予想を導いている。

(7) ?は先駆的な理論予想を持っていない。

(8) データ列の0は有意ではなく、+と-は実証分析結果が正と負であることを表している。

(9) 網掛けは筆者。理論モデルが相反するケースと適切な理論モデルがない両ケースにおいて、実証分析結果の効果が、負の効果で有意なケースを示している。

以上の2つの実証分析結果から、政府の赤字額を小さくする憲法上の改革は、選挙制度を比例制から多数制選挙制度に改革することである。予想されたように実証分析結果は、多数制選挙制度が財政赤字を小さくする選挙制度に対応している。この選挙制度改革は財政赤字をGDPの1%～2%削減可能であることを示している(PT(2003)、p.181-183)。しかし、政府の形が財政赤字に与える効果は統計的に有意ではない。また、この4行目の憲法上の特徴が財政赤字に与える効果の理論的予想は明らかとなっていない。

最後に、第3行目のレントについて検討する。理論によれば、多数制選挙制度は、比例制よりもレントを生み出す可能性のあるモデルと、逆にレントを小さくするモデルがあり、理論は相反する命題を導いている。そして、大統領制は議会制よりもレントの引き出しが少ないことを予想している(PT(2003)、p.30、p.273)。

レントについての実証分析結果は、選挙制度について正と負の両者の効果があり、政府の形も統計的に有意ではない。憲法上の特徴とレントの関係について、データによる明確な解明はなされていない(PT(2003)、表7.1～7.3)。しかし、選挙制度の細目である選挙区のサイズや投票行動に関するOLSの推定結果は有意となっている。大きな選挙区と有権者が議院内閣制の下で政党リストに基づいて投票するよりも、説明責任と代表制という2つの特徴をもつ政治体制であるプルアラリティルール plurality rule の下で<sup>(13)</sup>、個々の政治家のために彼らの1票を投じるという選挙制度は、ともにレントを引き下げている。この実証分析結果は、小さな選挙区は大きなレントを意味し、候補者個人への投票はより少ないレントを意味するという(PT(2003)、p.31)、理論的予想と整合的である。この選挙区のサイズを表す変数がMAGNであり、選挙区の大きさの逆数となっている。この変数は次式で定義される(PT(2003)、p.91)。

$$(1) MAGN = \frac{\text{選挙区の数}}{\text{下院の議席数}}$$

この値は0と1の間の値をとる。選挙区が1人区となっている英國では1の値をとり、すべての国会議員が1つの選挙区で選ばれるイスラエルの選挙制度では0に近い値をとる。この変数の係数は正を予想している。それは、選挙区への立候補者の参入障壁が高くなるとレントが生み出される可能性が高くなるということである（PT（2003）、p.91）。

選挙制度の投票構造をはかるための尺度が*PIND*変数である。この変数はプルラリティルールの下で立候補者個人への投票で選出される国会議員の割合を表している。この変数は*MAGN*と同様にレントや汚職を検討するためによく利用されており、次式で定義される（PT（2003）、p.92）。

$$(2) \quad PIND = 1 - \frac{\text{政党リストから選出される下院の議席数}}{\text{下院の議席数}}$$

この変数は、政党リストに所属している立候補者個人のインセンティブについて、フリーライダーを把握するために作成されている。この投票構造の尺度は0と1と間の値をとる。英國では候補者全員がプルラリティルールの下で候補者個人への投票によって選出される。したがって、英國では1、独では0.5（独は半数の候補者が英國の選挙制度で選ばれる）、ポーランドではゼロである（立候補者のすべてが政党リストから選ばれる）（PT（2003）、p.92）。この変数の係数は負を予想している。それは立候補者個人の説明責任に基づくものであり、有権者が説明責任を負う立候補者個人に投票するという投票構造ほどフリーライダーの余地を少なくして、汚職とレントを小さくすることが予想されるからである。日本の1996年までの衆議院選挙の投票構造は、プルラリティルールに基づいており、政党リストから選出される衆議員数はゼロであり、*PIND* = 1に分類されている。

PTは投票構造のもう一つの尺度として、*PINDO*という指標を利用している。この変数は、公開されない政党リストの効果を測るために意図されている。それは個人的に選ばれた、または公開されたリストの下院の立候補者の比率として定義される。公開されないリストで選

ばれた立候補者は、ゼロとコード化される。次式がこの変数の定義式である<sup>(14)</sup>。

$$(3) \quad PINDO = 1 - (\text{政党リストから選出される議席数} \div \text{下院の議席数}) \\ \times CLIST$$

なお、*CLIST*はダミー変数であり、非公開は1、公開はゼロである(PT (2003), p.93-94)。

PT の実証分析結果の *MAGN* の係数は正、*PINDP* 係数は負である。さらに、データを良い民主主義国家に限定した場合、大統領制はレントと負の安定的効果をもっている(PT、表 7.1、p.192)。この選挙制度の細目に関する実証分析において、正と負の両者が確認されたことについて、すなわち、選好区のサイズが小さいときレントが発生し、立候補者個人への投票によって議席を得る国会議員の比率が高いほどレントは小さくなるという実証分析結果について、PT は、「選挙規則に関して、中心的な実証的結果は、悪魔が選挙規則の細目の中にいる」と述べている(p.202)。小さな選挙区は参入障壁が高く、かつ、政党に投票する選挙制度は政治家の説明責任を回避できる可能性があり、悪魔が介入する余地を与えていていることが予想される。

第5行目の理論列のクエスチョンマークは、憲法上の特徴と成長促進策または転用政策との関係、すなわち、経済的パフォーマンスとの関係を解明する理論モデルがないことを表している。しかし、経済パフォーマンスの代理変数は労働生産性によって測ることができ、かつ、憲法上の特徴を表す代理指標も提案されている。そこで、節を変えて憲法上の特徴が経済的パフォーマンスに与える効果について検討する。

#### 4. 政府の形及び選挙制度と経済政策との相互依存関係

表1の第5行目の経済的パフォーマンスの理論列はクエスチョンマークであるが、データ列の選挙制度は正と負があり、そして政府の形の

効果は負となっている。このことは政府の形が大統領制よりも議院内閣制が良好な経済的パフォーマンスを実現していることを示している。また、選挙制度のデータ列の正と負は、選挙制度改革が経済的パフォーマンスに正の効果と負の効果を与えることを示している。民主主義の選挙制度の細目には、天使も悪魔も同居できる環境を提供しているのであろうか。本節では、政府の形及び選挙制度と経済的パフォーマンスに与える効果と相互依存関係について説明する。

Beard (1954) は、政府や憲法の基本的目的は、政治権力を維持するために好都合な経済的諸条件を確保 ensure することであり、そして、政府の形は同じ目的にかなう（役立っている）（第2の）特質として考えるべきである、と述べている (p.13)。もし、Beard の見解が正しいとすれば、憲法上の多くの特徴は、政策や経済に直接的なインパクトをもつ諸要素によって影響されているものと予想される。したがって、政府の形と選挙制度の因果効果の OLS 推定は因果効果として解釈することはできない (Acemoglu (2005), p.1034)。すなわち、憲法上の特徴と労働生産性のデータを利用した OLS の推定結果を因果効果として解釈することはできないことを意味する。

PT (2003) は Beard (1954) の憲法と政策・経済との相互依存関係を踏まえて、経済的パフォーマンスの尺度に労働生産性と全要素生産性 TFP の2つを利用し、憲法上の効果を推定している (PT (2003), 表7.4, p.204)<sup>(15)</sup>。まず、誘導形による2つの憲法上の特徴と AGE 变数（民主主義の経過年数）による労働生産性に与える効果では、大統領制と多数制選挙制度の係数が負であり、両者の变数は経済的パフォーマンスに悪影響を与えている。その推定結果は、議院内閣制から大統領制に政府の形を、または、比例制から多数制に選挙制度を変更した場合、労働生産性を 0.3 引き下げるというものである。そして AGE が正であり、民主主義の経過年数が経済的パフォーマンスを改善している。しかし、TFP の場合では AGE のみが有意となっている。PT (2003) の TFP のモデルの説明力は 50 % であり、モデルの妥当性は極めて低い。

選挙制度の細目の効果を検討したモデルでは、政府の形（大統領制）の効果は有意ではなくなっている。しかし、*AGE* と選挙制度の細目の 2 つの変数 *PIND* と *MAGN* は有意であり、政治家個人に投票する選挙制度 *PIND* は正の効果が、そして小さい選挙区 *MAGN* の効果は負であり、両者の係数はともに統計的に有意でかつ大きい推定結果となっている（TFP モデルは、*MAGN* のみが有意）。この推定結果は、前節のレントの推定結果と整合的である。そして、さらに良い民主主義国に限定した標本では、大統領制（政府の形）や選挙制度（多数制と比例制）の効果はなくなっている。特に、大統領制の負の効果は、良い民主主義国家に限定した標本ではなくなっている。また、その限定した標本での選挙制度の細目を検討したモデルでは、変数 *AGE* が正、選挙制度の 2 つの変数 *PIND* が正、変数 *MAGN* が負で有意となっており、理論予想と一致している（PT (2003)、表 7.4、p.204）。以上の実証分析からも、「選挙規則に関して、中心的な実証的結果は、悪魔が選挙規則の細目の中にいる」と述べることができる。

次に、*GADP* という反転用政策＝成長推進政策の指標を用いた憲法上の生産性の効果についての分析結果を検討する。この *GADP* 変数を利用して憲法と生産性に関する分析は、*GADP* 変数が重要な生産性の決定要因であることを見いだした Hall and Jones (1999) の先行研究に従っている。

*GADP* 変数は、その国がその転用政策よりも産出量の拡大を奨励する経済的かつ制度的環境にあるかについての主観的な感覚ないし認識の高さを測っている<sup>(16)</sup>。この *GADP* 変数は、社会的基礎資本を測る 2 つの指標の一つであり、他の指標が国際貿易の開放に関する指標である。Hall and Jones (1999) は、*GADP* 指標と国際貿易の政策指標として開放年数 *YESOPEN* の 2 つを利用して、国家間の生産性格差を説明している。彼らは、「よい社会的基礎資本は、ポジティブな側面ではこれらの収益が、工場で働くことから、新しいアイデアを創造するために人的物的な投資をすること、または、海外から技術移転することまで、

経済における活動範囲を横断する形において確実に維持されて保証されている。そして、負の側面では、窃盗から腐敗までについてもこれらの収益が厳格に保たれ、守られていなければならない」(p.97)と説明している。また、Romer (2010) は、経済活動から得られる私的収益と社会的収益を調整するような制度や政策を社会的基礎資本と呼んでいる(p.164)。すなわち、彼らは良い社会的基礎資本が価格を適正にし、その価格が資源配分の効率性を実現し、労働（生産要素）の生産性を高めることによって、高い経済成長と所得を実現するというメカニズムが存在することを強調している。したがって、各国間の社会的基礎資本の差は経済成長の格差と対応し、究極的には社会的基礎資本を形成する政策と制度の相違が、各国間の経済成長の格差を引き起こす要因であると考えるものである<sup>(17)</sup>。そして、PT (2003) は、図1のリンクの説明から理解できるように、各国の制度や政策の指標である社会的基礎資本または *GADP* 変数が、憲法上の特徴によって決定されていると同時に社会的基礎資本または *GADP* 変数が、労働生産性に影響を与えているものと予想している。

社会的基礎資本の代理変数である *GADP* 指標は5つの指標の単純平均となっている。私的転用に対して財産権を保護している政府の役割に関連する、1) 法と秩序、2) 官僚の質の2つの指標が含まれる。そして、他の3つは、政府自身が転用の原因となる政府自体の役割に関連する、1) 汚職、2) 政府の収用のリスク、3) 政府の契約破棄である(PT (2003)、p.65、及び Hall and Jones (1999)、p.97-98)。この指標は0と1の間の値をとり、大きな値はより良い政策を示している。それは財産権を保護し、取引についてより低い障害を意味している。1986～1995年のデータで Knack and Keefer (1995) によって計算された *GADP* 変数の平均と標準偏差は、0.69と0.20である(PT (2003)、p.65)。

PT (2003) の社会的基礎資本である *GADP* 変数が、憲法上の特徴によって決定されているかどうかの実証分析は、大統領制とは負、選挙制度の多数制とは統計的に有意な関係は確認されていない。そして

*AGE* 変数は正で有意である。この推定結果は、議院内閣制と歴史的に経過している民主主義国家は、大統領制の国よりも反転用政策を推進し、良好な経済的パフォーマンスを実現していることを示している。また、選挙制度の細目の *GADP* 変数に与える効果の実証分析では、大統領制とは負、*PIND* が正、*MAGN* が負、そして *AGE* 変数が正であり、いずれも統計的に有意である。この推定結果は、政府の形が議院内閣制で、かつ選挙区が大きく、立候補個人に投票する投票構造という選挙制度を採用し、歴史のある民主主義国家は、転用政策ではなく成長促進政策を推進していることを示している（表 7.5）。

そして、この *GADP* 変数が労働生産性に与える効果の 2SLS（相互依存モデル）による実証分析では、*GADP* 変数が労働生産性に正の有意な効果を与えている。また、多数制選挙制度も負で有意な影響を与えている。この分析結果は、憲法上の特徴や選挙制度の細目が社会的基礎資本（政治制度や政策）に影響を与え、その社会的基礎資本が労働生産性を高めるという好ましい影響を与えるメカニズムの存在が確認されている（表 7.5）。この分析結果は、内生的に決定される制度が政策に影響を与え、さらに順々その政策が生産性に影響を与えるということを示している。そのメカニズムの存在は、議院内閣制という憲法上の特徴と民主主義の歴史が経過している国に観察されている。PT はこの分析結果について、「われわれは間違いなく議院内閣制が生産性にとって良い制度であると結論できる。その理由は議院内閣制の諸制度がより良い反転用政策を推進しているからである」（p.212、表 7.6）。したがって、「大統領制については、悪い反転用政策のために、生産性に関して間接的に負の効果がロバストであるという結論になる」（p.213）と説明している<sup>(18)</sup>。一方、生産性に関する多数制選挙制度の憲法上の因果効果は存在していない。この効果は負ではないことも強調できる。

図 1に基づくならば以上の結果は、社会的基礎資本によって決定される経済的パフォーマンスが国民の政策選好に影響を与え、その政策選好が選挙制度を通して、社会的基礎資本、すなわち、憲法上の特徴

(政治制度) に影響を与え、かつ政治的結果と政策に反映されているものと予想される。この相互作用が好循環である憲法上の政府の形が、議院内閣制であり、悪循環な政府の形が、悪い民主主義国家の大統領制であるということである。そして、この好循環を成立させる憲法上の選挙制度（多数制と比例制）の効果は明確ではないが、選挙区が大きく、*plurality rule* の下で立候補者個人に直接投票するという選挙細目が、その重要な条件となっているということである。このようなメカニズムの解明は、社会的基礎資本が内生変数であるという、PT や Hall and Jones (1999) の分析枠組みに基づいている。

## 5. 日本の選挙制度改革と労働生産性

本節では、1996 年の衆議院選挙から採用されている小選挙区比例代表制並立制が、日本の社会的基礎資本に影響を与え、労働生産性に影響を与えていたどうかの実証分析を試みる。

この選挙制度改革は、議席の一部が小選挙区での多数制による勝者に配分され (62.5 %)、残りの一部は政党リストにより、一定の得票率を獲得した政党リストの立候補者が議席を得る仕組みであり、日本はこの政党の候補者リストを公表している。この日本の選挙制度改革による選挙制度の細目が労働生産性に与えるメカニズムは、前節の分析結果から次のように予想される。

小さい選挙区は、参入障壁が高くなり、レントや汚職を生み出す背景要因となるということである。したがって、社会的基礎資本の形成が損なわれるために、反転用政策の採用は困難となり、労働生産性の低下や経済成長を低下させるというメカニズムの存在が予想されている。

そして、投票構造が立候補者個人に投票するのではなく、政党リストにしたがって投票する選挙制度は、政策決定に関する有権者（依頼人）と立候補者個人（代理人）との契約関係が弱くなり、有権者が説明責任を負う立候補者個人に投票するのではない投票構造ほど、立候補

者のフリーライダーの余地を拡大させ、汚職とレントを生み出す可能性が大きくすることが予想される。それゆえに、政党の候補者リストに基づく投票構造は、良い社会的基礎資本の形成及び反転用政策の推進が妨げられるために、労働生産性や経済成長という経済的パフォーマンスに悪影響を与えることが考えられている。

したがって、1996年以降採用されている選挙制度は、日本の経済的パフォーマンスを悪化させる選挙細目ということになる。この選挙制度改革は国民の福祉を向上させるのではなく、悪化させる政策選択に結びついていることを意味している。日本の小選挙区比例代表制並立制は、前節のPT(2003)の実証分析において悪魔と揶揄された民主主義制度の一つとなっている可能性がある。

以下では日本の選挙制度改革と労働生産性の因果効果を推定する。われわれの計量モデルは経済的パフォーマンスが、社会的基礎資本に影響を与える選挙制度 $EL$ と民主主義の経過年数 $AGE$ に依存していることや、物的資本の蓄積、国際貿易、為替レートさらには技術進歩 $TFP$ 等の様々な要因が労働生産性に影響を及ぼしていることから、これらの諸要因の影響と選挙制度の効果とを区別しなければならない。そこで、GDP( $Y$ )、労働者 $L$ の比である労働生産性 $Y/L$ と選挙制度 $EL$ を内生変数として、 $AGE$ 、資本蓄積(投資) $I$ 、国際貿易 $NX$ 、為替レート $EXRA$ (円/ドル)、 $TFP$ を外生変数とする以下のモデルを推定する。

$$(4) \quad \log(Y/L)_t = \alpha_0 + \alpha_1 EL_t + \alpha_2 \log I_t + \alpha_3 \log NX_t \\ + \alpha_4 \log EXRA_t + \alpha_5 TFP + u_t$$

$$(5) \quad \log(Y/L)_t = \beta_0 + \beta_1 EL_t + \beta_2 AGE_t + e_t$$

なお、添字 $t$ は時間を示す。(4)式は労働生産性 $\log(Y/L)$ が、労働生産性に影響を与える市場の諸要因のすべてを外生変数として、これらの外生変数と内生変数である選挙制度 $EL$ によって決定されてい

ることを示している。そして、(5) 式は憲法上の特徴（政治制度）によって決定される政策である反転用政策（成長促進政策）が、生産性に影響を与えていていることから、民主主義制度の選挙制度と歴史的経過年数が労働生産性を決定していることを示している。すなわち、経済的パフォーマンスと選挙制度が、(4) 式の市場と(5) 式の憲法上の特徴（政治）の相互依存関係によって決定されていることを示している<sup>(19)</sup>。

データは内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」から、「GDP」、「純輸出」、「総資本形成」、「就業者」の1982年から2008年の27年間の実質暦年データ（2000暦年連鎖価格）利用している。選挙制度ELは、1996年以前0、1996年以後1のダミー変数である。GDP、総資本形成及び純輸出の単位は10億円であり、就業者は万人である。また、為替レートは日本銀行の東京市場のドル・円スポット17時点／月中平均から暦年平均を導出したものである<sup>(20)</sup>。そしてAGEは、1982年を1とするトレンド変数であり、TFPは坂井（2010）の推定結果を利用している。

(4) と(5) 式の2SLSによる推定結果の要約が表2に示されている。表の(1)列目が(4)式の構造方程式の推定結果である。技術進歩TFPの係数を除き、安定的な推定結果となっている。1996年の小選挙区比例代表制並立制の選挙制度改革は、生産性に負の影響を与えることが理論的に予想されていたが、われわれの選挙制度ELの推定結果は正であり、統計的に有意であり、その効果も小さくはない。このことはこの選挙制度改革である投票構造の変革は、市場に正の有意な効果を与えたことを示している。

表の(2)列目は、(5)式の構造方程式の推定結果である。このモデルも安定的推定結果となっている。そして、選挙制度ELの推定結果は負であり、理論的予想と整合的である。すなわち、この投票構造の変更は、成長推進政策よりも転用政策を推進するような政策選択を行ったことを示しており、その結果、労働生産性を引き下げるメカニズムが作用したことを示唆している。また、民主主義の経過年数AGE

表2 選挙制度と労働生産性の推定結果

	(1)	(2)	(3)	(4)
従属変数	労働生産性 : log(Y/L)	労働生産性 : log(Y/L)	労働生産性 : log(Y/L)	選挙制度 : El
切片	2.1418	3.9123	3.2082	5.9732
選挙制度 : EL	0.1785 (0.0218)***	-0.1179 (0.0422)***		
総資本形成 : log(I)	0.2402 (0.1268)*		0.0955	-0.8103
純輸出 : log(NX)	0.0175 (0.0049)***		0.0069	-0.0589
為替レート : log (EXRA)	-0.1876 (0.0806)**		-0.0746	0.6328
技術進歩 : TFP	0.0139 (0.0087)		0.0055	-0.0468
経過年数 : AGE		0.0251 (0.0025)***	0.0151	0.0845
推定方法	2SLS	2SLS	誘導型	誘導型
標本	1982-2008	1982-2008	1982-2008	1982-2008
F値	63.77	193.00		
ダービン・ワツソン比	0.4758	0.6224		
調整済み決定係数	0.9235	0.9366		

注: ( ) 内の値は標準誤差であり、\* は 10%、\*\* は 5%、\*\*\* は 1% で有意である。

の効果は正であり、かつ統計的に有意である。この実証分析結果は、PT (2003) と同じであり、民主主義制度は、歴史的経過とともに経済的パフォーマンスを改善するような政策選択を行っていることを示している。

表の（3）列目は誘導型方程式の推定結果である。この推定結果における従属変数（内生変数）が労働生産性である AGE の係数も正である。したがって、日本の民主主義制度の歴史的経過は、日本のマクロの経済的パフォーマンスを改善してきたことが、そして将来もこの効果は期待できることを示している。

前節の憲法上の特徴（政治制度）、政策選択、市場のパフォーマンスそして政策選好という相互依存関係になっている民主主義制度の枠組みには、好循環と悪循環となる 2 つのメカニズムが存在していることを示唆した。以上の分析結果は、日本には好循環と悪循環となる一方のメカニズムの存在の可能性は低く、その両者が拮抗するメカニズムが存在していることを示している。小選挙区比例代表制並立制の選挙制度改革の理論的予想は、政策選択も経済的パフォーマンスも負の効果であった。しかし、実証分析では部分的に正の効果が確認されたことは、日本が議院内閣制という政府の形をとっていることの効果が影響しているものと考えられる。

## 6. むすび

われわれは、憲法の制度的枠組みが経済的パフォーマンスに与える効果の理論的・実証的研究を主に PT (2003) に基づきサーヴェイし、選挙制度改革の効果についての実証分析を試みた。われわれは日本の 1996 年の小選挙区比例代表制並立制の効果に関する実証分析から、以下の 2 つをデータから見いだすことができた。

第 1 は、この選挙制度改革が経済的パフォーマンスに与えた効果は、正と負の 2 つ効果が存在していたということである。第 2 は、民主主義の歴史的経過が経済的パフォーマンスを改善しており、しかも、そ

れは確実な力になっているということである。すなわち、われわれの民主主義制度には欠陥があり、その欠陥の一部を具体的に指摘できた。しかし、時間の経過がすべてを解決できる可能性のあることも示唆している。国民は政治家や科学者に期待するのではなく、時間の経過に期待することによって、公平、安定そして成長する社会が、将来確実に実現できることを予想しているかも知れない。

Tavares and Wacziarg (2001) は、民主主義制度が以下のようなものであると述べている。それは、教育機会へのアクセスを拡大させることと所得の不平等を引き下げるこことによって、貧しい人々の要求に応えるというものである。しかし、それは物的資本蓄積を犠牲にして行うという制度である (p.1341)。豊かな国は民主主義国家であり、労働生産性は高く、それは資本蓄積の結果である。しかし、本稿と PT (2003) の実証分析結果は、民主主義が経済的豊かさを制約していることを明らかにしている<sup>(21)</sup>。

民主主義社会は天使が構成員であり、政策は天使が行うわけではない。政策の限界は当然認識しなければならない。その限界を定めるものに知性やモラルがあげられるが、他の重要な要因としては資源制約であり、もう一つは憲法があげられる。前者の資源制約については、日本が島国で資源の乏しい国であることは歴然とした事実であることから、政策責任者や企業だけでなく、国民一人一人が意識し、その緩和のための努力をしてきたと考えられる。それゆえに、戦後の厳しい制約は、節約（貯蓄）、技術進歩や貿易さらには政策により緩和されてきた。後者の制約については、日本の政策責任者や一部の研究者を除き、国民のほとんどが意識してこなかったことと予想される。憲法が国民の厚生水準を制約するものであるという見解は、経済と政治が相互依存関係にあることを前提とするならば当然の帰結である。

少し前までの日本における憲法に関する議論、特に憲法改正の議論は、イデオロギー論争が中心であると考えられる。今後、憲法の経済的效果に関する分析が一層進展し、科学的議論が行われることが必要

である。それは憲法の経済的效果に関する理論モデルに基づく予想とその効果の数量的予想の両者の議論が必要である。この論文は憲法上の特徴が国民の福祉向上の制約（悪魔）となっている可能性のあることを示唆したのである。

最後に、われわれの実証分析のモデルは簡単なものであり、改善の余地が多くある。また、選挙制度改革の変数はダミー変数であり、PT や Hall and Jones (1999) のような社会的基礎資本のデータを作成して分析を行う必要がある。さらに、憲法上の特徴と経済的效果の関係は複雑である。表 1 に基づくなれば、憲法上の特徴と経済政策との関係について、理論的かつ実証的研究も未開拓な分野が多い。これらは今後の研究課題としたい。

#### 注

\* 本稿作成の過程において、西川昭教授（日本大学法学部）、瀧本太郎准教授（九州大学大学院経済学研究院）、坂本直樹専任講師（東北文化学園大学）から貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。残る過誤は筆者の責任である。

- (1) 1983 年より参議院議員通常選挙でも比例代表制と選挙区制度が並立的に利用されている。しかし、衆議院議員選挙とは異なり、重複立候補者制度は導入されていない。
- (2) PT (2003)、4.2 及び表 4.1 参照。AGE 変数は次式で定義されている。 $AGE = (2000 - DEM\_AGE) \div 200$ 。この値は 0 と 1 をとる。また、パネルデータ分析は 1960-1998 年であり、この標本は 60 カ国が対象となっている。
- (3) 経済成長論は Solow モデルをはじめ様々なモデルがあり、多くの実証分析の蓄積がある。Mankiw, Romer and Weil (1992) は、人的資本が労働者 1 人当たりの所得水準に有意な影響を与えていていることを明らかにしているとともに、人的資本蓄積率の約 12 % の格差が、10 倍近い所得格差を生み出しているという、推定結果を提示している (Acemoglu (2009)、p.94)。また、Barro (1999) は、「25 歳以上の男性についての中等学校教育以上の水準の教育年数」が成長に有意で正の効果をもち、さらに、「25 歳以上の男性の上級水準以上の教育年数」が説明変数に追加された場合、成長が促進され、「25 歳以上の男性の初等教育年数」は有意ではないという、研究結果を示している。さらに、Prescott (2002) は、先進主要国の景気後退と繁栄は、技術と資本の 2 つの要因以上に労働要因が重要であることを指摘している (p.13)。このように、「物的資本や技術進歩で長期にわたる

成長や国家間の所得格差の大部分は説明できない」(Romer (2006) p.115) という見方が、経済成長に関する最近の研究動向であり、人的資本や制度が経済成長に影響を与える重要な要因と考えられている。経済成長論の詳細なサーヴェイについては、坂井 (2010)、Acemoglu (2009) および Aghion and Durlauf (2005) 参照。

- (4) 民主主義と経済成長に関する実証分析は多く蓄積がある。たとえば、クロスセクションデータを利用した Barro (1999) は、民主主義は、政府の権力をチェックし、公務員の個人資産を蓄えるという潜在的な可能性や非民主的な政策を実行することを制約している、ということから成長に正の側面を持っているが、民主主義は富裕層から貧困層への所得再分配政策を促進し、利害関係者の力を増進させる可能性があり、負の側面を備えている。結果として、成長に関する民主主義の効果は不確実であるという分析結果を提示している。また、成長と民主主義のチャンネル変数を決定する方程式を特定化し、その方程式を推定した Tavares and Romain (2001) は、民主主義は人的資本の蓄積の改善と所得の不平等の是正によって成長を促進する。他方、民主主義は物的資本の蓄積率の低下と政府消費比率 (GDP 比) の上昇によって成長率を引き下げる効果を伴っているという。これらの間接効果のすべてが考慮されるならば、経済成長に関する民主主義の全体的な効果の影響は極端ではないが負である、という分析結果を提示している。
- (5) 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日)閣議決定 (p.2)。
- (6) 民主主義の定義については、PT (2003)、4.2.1、経済成長 (生産性) と憲法上の特徴及び政策についての理論およびデータについての説明は 3.4、実証分析結果は 7.3 参照。
- (7) この代表派遣ゲームについての理論モデルの説明は PT (2000) を参照。
- (8) 田中 (2004)、p.358-359. また、田中は、財政改革法は、「経済環境の変化に耐えられるものではなかった」(p.358) と指摘し、「ルールは政治経済環境に応じて見直していくべきものである」(p.346) と提案している。Schuck,A. (2003)、“The Role of Fiscal Rules in Budgeting,” OECD Journul of on Budgeting,3(3),pp.7-34.
- (9) PT (2003)、p.14-15 参照。レントについての詳しい説明は、Romer (2006), 3.10 と 3.11 参照。
- (10) PT (2003) 表 4.2 及び p.83-89 参照。混合型の国は 85 カ国のうち 8 カ国である。
- (11) PT (2003) 表 4.2 及び p.94-98 参照。日本の政府の形は  $PRES = 0$  に分類されている。
- (12) PT (2003) の、政府の形と選挙制度の憲法上の効果については、表 6.1 ~ 6.3 参照。
- (13) プルラリティルールについて、PT (2003) は以下のように説明している。

「代替的な憲法上の特徴は、政治システムに関して2つの望ましい特徴をもつ異なる組み合わせを生み出している」、という。その望ましい特徴は説明責任と代表制であり、「政治制度が説明責任を持つと言われているならば、これは、有権者にとってそのシステムの下では、誰が政策決定について責任があるかを確認することができること、そして、有権者はその政策のパフォーマンスが不十分であることを見いだした場合には、その責任者を追い出すことができることを意味している。もし、政治体制が代表制をもつと言われているならば、その体制の下での政策決定が、有権者の幅広い層の選好を反映していることを意味している」と説明している。そして、「説明責任と代表制との間のトレードオフは、選挙制度の場合において、非常に厳しいものである。すなわち、プルラリティルールは、政治家の説明責任を守る方向と立法過程において異なる有権者を代表している方向の比例代表制とが連動させられている」と述べている（p.12）。また、小林（1994）、西平（1990）、川人他著（2011）、p.119-128 参照。

- (14) 日本の  $MAGN = 0.38$ 、 $PIND = 0.87$  である。PT（2003）、表 4.2 及び p.93 参照。
- (15) 外生変数は、緯度、国民の英語を話す比率、欧州語を話す比率、国際貿易の比較優位に関する指標、連邦制に関する指標である（PT（2003）、p.203-204）。
- (16)  $GADP$  変数および指標の作成については、（PT（2003）、3.4.1、Hall and Jones（1999）、p.97-98、Persson（2005）、p.25 参照）。
- (17) この大統領制が転用政策（反成長政策）を推進し、大統領制が労働生産性を低下させているという実証分析結果は、Matching 推定でも確認されている（表 7.7）。
- (18) Hall and Jones（1999）、p.85 のフローチャート参照。また、社会的基礎資本に関する議論は、Romer（2010）、第 3 章 3.10 節参照。
- (19) このモデルは Hall and Jones（1999）のモデルを参考にしている（p.98-99）。
- (20) データコード：ST'FXERM07（ドル・円スポット）、ST'FX180110002（実質実効為替レート指数）。
- (21) Helliwell（1994）も経済成長に関する民主主義の効果は負であることを示している（統計的に有意ではない。p.244）。

## 参考文献

- Acemoglu, Daron (2005), “Constitutions, Politics, and Economics: A Review Essay on Persson and Tabelloni's The Economic Effects of Constitutions,” *Journal of Economic Literature*, 63, 1025-1048.
- Acemoglu, Daron (2009), *Introduction to Economic Growth*, Princeton Univ. Press.

- Acemoglu, D., S. Johnson, and J. Robinson (2001), "The Colonial Origins of Comparative Development: An Empirical Analysis." *American Economic Review*, 91, 1369-1401.
- Aghion, Phlilippe and Steven N Durlauf. Editors (2005), *Handbook of Economic Growth*, Vol. 1A, North Halland.
- Barro, Robert J. (1997), *Determinants of Economic Growth: A Cross-Country Empirical Study*, MIT press. 大住圭介 / 大坂仁訳 (2001) 『経済成長の決定要因—クロス・カントリー実証分析』九州大学出版会。
- Barro, Robert J. (1999), "determinants of Democracy," *Journal of Political Economy*, 107, S158-S183.
- Beard, Charles A. (1954), *An Economic Interpretation of the Constitution of the United States*, Macmillan.
- Hall, Robert E. and Charles I. Jones (1999), "Why Do Some Countries Produce So Much More Output per Worker than Others?," *Quarterly Journal of Economics*, 114, 83-116.
- Helliwell, Jhon F. (1994), "Empirical Linkages Between Democracy and Economic Growth," *British Journal of Political Science*, 24, 225-248.
- 川人貞史・吉野孝・平野浩・加藤淳子著 (2011) 『新版 現代の政党と選挙』有斐閣
- Knack, Stephen and Philip Keefer (1995), "Institutions and Economic Performance: Cross-Country Tests Using Alternative Institutional Measures," *Economics and Politics*, 7, 207-227.
- 小林良彰著 (1994) 『選挙制度』丸善
- 西平重喜著 (1990) 『統計でみた選挙のしくみ』講談社
- Persson, Torsten (2005), "From of Democracy, Policy and EconmoicDevelopment," *NBER Working Paper*, 11171.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2003), *The Economic Effects of Constitutions*, MITPress.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2006), "Democracy and Development: The Devil in the Details," *American Economic Review*, 96 (2), 319-324.
- Prescott, Edward C. (2002), "Prosperity and Depression," *American Economic Review*, 92, 1-15.
- Romer, David (2006), *Advanced Macroeconomics*, McGraw-Hill, 堀・岩城・南條訳 (2010) 『上級マクロ経済学』(日本評論社)。
- 坂井吉良 (2010)、「日本の人的資本と経済成長」、『政経研究』第47巻第3号、pp.112-136。
- 田中秀明 (2004)、第7章「財政ルール・目標と予算マネージメントの改革」、青木昌彦 / 鶴光太郎編著 (2004) 『日本の財政改革』東洋経済新報

社

Tavares, Jose' and Romain Wacziarg (2001), "How Democracy affects Growth," *European Economic Review*, 45, 1341-78.

(本稿は、平成 21 年度、22 年度日本大学学術研究助成金〔総合研究〕による研究成果の一部である)